

平成五年總理府令第九号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成五年政令第十七号）の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第二章 生息地等の保護に関する規制（第二十

条—第三十二条）

第三章 保護増殖事業（第三十三条—第三十五

条）

第四章 認定希少種保全動植物園等（第三十六

条—第四十七条）

第五章 雜則（第四十八条—第五十六条）

第六章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第七章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第八章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第九章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第十章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第十一章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第十二章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第十三章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第十四章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第十五章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第十六章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第十七章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第十八章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第十九章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第二十章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

第二十一章 個体等の取扱いに関する規制等（第一

条—第十九条）

アリゲーター	履物、かばん、袋物、楽器
クロコダイル	履物、かばん、袋物、楽器
クモ科	おとかけ科
クモ科	おとかけ科
クモ科	にしきへび科
クモ科	にしきへび科
ボア科	履物、かばん、袋物、楽器
ボア科	履物、かばん、袋物、楽器
つめなしボア	履物、かばん、袋物、楽器
つめなしボア	履物、かばん、袋物、楽器

(法第二条第三項の環境省令で定める施設)

定に基づく処分による義務の履行として行う行為であつて急を要するもの。非正常災害に対する必要な応急措置としての行為。

個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであつて次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、環境大臣に届け出たものに限る。）。

イ 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識（巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること）。

ロ 森林の保護管理のための標識（巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること）。

メ 素材の保護増殖のための標識（巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること）。

リ 車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。

ヲ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第

三條第十四号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。

ハ 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。

ニ 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第三条第一項に規定する航路標識（以

下單に「航路標識」という。）その他の船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

ホ 航路標識法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航路標識（以

下單に「航路標識」という。）その他の船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

ヘ 港湾整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第一号に掲げる施設、同

条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げ

る施設（同号イに掲げる施設については駐

車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げ

る施設については公共施設用地に限る。）

又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理す

ること。

ハ 漁港漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭

和五十四年法律第二十五号）第二条第一項

に規定する沿岸漁業（総トン數十トン以上

二十トン未満の動力漁船（どうりや漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）を行

う。（以下同じ。）の生産基盤の整備及び開

発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改

善に関する事業に係る施設を設置し、又は

管理すること。

ホ 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭

和五十四年法律第二十五号）第二条第一項

に規定する沿岸漁業（総トン數十トン以上

二十トン未満の動力漁船（どうりや漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）を行

う。（以下同じ。）の生産基盤の整備及び開

発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改

善に関する事業に係る施設を設置し、又は

管理すること。

ヘ 海洋水資源開発促進法（昭和四十六年

法律第六十号）第七条に規定する沿岸水產

資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は

養殖のための施設を設置し、又は管理すること。

ト 道路を設置し、又は管理すること。

チ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、

鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保す

るための施設を設置し、又は管理すること。

ナ 工作物（宿舎を除く。）を設置すること。

ナ この号に掲げる行為を行ふための仮設の

工事敷地内において設置すること。

イ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九

号）第十条の三若しくは第三十八条又は地

すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十

号）第二十一条第一項若しくは第二項の規

定に掲げる行為に伴つて捕獲等をするものであること。

イ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九

号）第十条の三若しくは第三十八条又は地

ラ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為

ム 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのために必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業を行なう者が行う保安の確保のために必要な行為

ウ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第一百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第二百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等の保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為

ヰ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する鉱業、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第十条第一項第三号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定する砂利採取業を行うこと。

ノ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

オ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安設置地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第三十四条第二項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為（同法第四十四条规定において準用する場合を含む。）

(捕獲等の目的)  
**第二条** 法第十条

**(第三条 法第十条第二項の規定による許可の申請**（第三項に規定する許可の申請を除く。）**は、次**の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出し**て行うものとする。**

**一 申請者の住所、氏名及び職業**（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

**二 捕獲等をしようとする個体に係る次に掲げる事項**

**イ 種名**  
ロ 卵を採取しようとする場合にあつては、  
**ハ 数量**

**三 捕獲等をする目的**

**四 捕獲等をする区域及び当該区域の状況**

**五 捕獲等の方法**

**六 捕獲等をした個体の輸送方法**（生きている個体の場合に限る。）

**七 捕獲等をしようとする期間**

**八 場合にあつては、その場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造並びに飼養栽培の取扱者の住所、氏名、職業及び飼養栽培に関する経験**

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

**一 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面**

**二 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真**

**三 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面**

**法第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての法第十条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。**

二 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

三 特定国内種事業の届出年月日及び届出先  
捕獲等をしようとする個体に係る次に掲げる事項

四 ロ 卵を採取しようとする場合にあつては、  
イ 種名  
ハ その旨  
ⅰ 数量

五 捕獲等をする区域及び当該区域の状況  
捕獲等の方法

六 捕獲等をした個体の輸送方法

七 捕獲等をしようとする期間

八 捕獲等をした個体を繁殖させる場所の所在地、繁殖施設の概要並びに繁殖に従事する者の氏名及び繁殖に関する経歴

九 繁殖方法及び繁殖計画

一 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面

二 繁殖施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

三 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面

四 法第十条第五項の許可証（以下この条において単に「許可証」という。）の様式は、様式第一のとおりとする。

一 法第十条第六項の規定による従事者証の交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

二 申請者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業

三 捕獲等に係る許可証の番号及び交付年月日

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二 許可証又は従事者証の番号及び交付年月日

一 法第十条第七項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

二 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

三 許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失した事情  
10 許可証及び従事者証は、その効力を失つた日から三十日以内に、これを環境大臣に返納しなければならない。

11 法第十一条第七項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を回復したときは、速やかに、当該回復した許可証又は従事者証を環境大臣に返納しなければならない。  
(個体の取扱方法)

第四条 法第十一条第九項(法第十三条第四項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一 当該個体を飼養栽培する場合にあっては、適当な飼養栽培施設に収容すること。

二 当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を殺傷若しくは損傷しないよう適切に管理すること。

三 前条第三項に規定する許可に係る個体については、捕獲等に係る個体を繁殖させた個体と明確に区別して管理すること。

(譲渡し等の禁止の適用除外)

第五条 法第十二条第一項第八号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために譲渡し等をする場合

二 警察法(昭和二十九年法律第六百六十二号)  
第二条第一項に規定する警察の責務として譲渡し等をする場合

三 檢察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)  
第四条に規定する検察官の職務として譲渡し等をする場合

四 第五十条第一項第一号ロの規定により捕獲等をした生きている個体の譲渡し等をする場合

五 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)第三十六条の規定に基づき、收容された生きている個体の譲渡し等をする場合









四 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類	3 法第二十三条第一項の環境省令で定める個体等、令別表第二の表二に掲げる種の個体及びその加工品並びに令別表第五に掲げる器官及び加工品とする。
五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類	4 (個体等登録関係事務の実施の方法等)
六 個体等登録関係事務に関する秘密の保持に関する事項	5 法第二十四条第二項の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
七 個体等登録関係事務に関する帳簿、書類等の管理に関する事項	6 (個体等登録関係事務の実施の方法等)の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に個体等登録関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。
八 前各号に掲げるもののほか、その他個体等登録関係事務の実施に関し必要な事項	7 法第二十四条第二項の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

九 個体等登録機関は、法第二十四条第五項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。	4 個体等登録機関は、法第二十四条第五項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に個体等登録関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。
十 登録を行った年月日	5 個体等登録機関は、法第二十四条第七項第三号で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
十一 登録記号番号	6 法第二十四条第七項第四号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。
十二 変更しようとする年月日	7 法第二十四条第七項第三号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。
十三 変更の理由	8 法第二十四条第七項第三号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

十四 個体等登録機関は、法第二十四条第五項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。	4 個体等登録機関は、法第二十四条第五項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に個体等登録関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。
十五 個体等登録機関は、法第二十四条第五項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。	5 個体等登録機関は、法第二十四条第七項第三号で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
十六 個体等登録機関は、法第二十四条第九項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。	6 法第二十四条第七項第三号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。
十七 登録を行った年月日	7 法第二十四条第七項第三号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。
十八 登録記号番号	8 法第二十四条第七項第三号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

十九 生息地等保護区の指定又はその変更の区域の保護に関する指針の案	2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。
二十 生息地等保護区の指定又はその変更の区域及び名称並びにその区域の保護に関する指針の案の総覧場所	3 環境大臣は、法第三十六条第七項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聽こうとする案件を公示するとともに、当該案件に關し意見を聽く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。
二十一 公聴会	4 前項の公示は、公聴会の日の三週間前までに官報により行うものとする。
二十二 公聴会は、環境大臣又はその指名する者が議長として主宰する。	5 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聽こうとする案件に対し異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。
二十三 公聴会は、環境大臣が必要と認める事項	6 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならぬ。
二十四 公聴会においては、議長は、特に必要があると認めるときは、公議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。	7 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を超えて發言し、又は不穏な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。





規定により不定期航路事業の届出をした者は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

又港湾法第四条の規定により設立された港務局が海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用すること。

野生動植物の種の個体その他の生物の捕獲等をすることがあるのであって次に掲げるものである植物を除去すること。

口 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。

ハ 航路標識の障害となる植物を除去すること。

二 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。

イ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う當該許可に係る行為（法第三十七条第四項第六号、第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。）

口 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為（法第三十七条第四項第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六十三条第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（法第三十七条第四項第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）

ハ 水産資源保護法第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）

二 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるもの

(2) 住宅又は高さが五メートルを超える、若しくは床面積の合計が百平方メートルを

(超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが五メートルを超えて、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(3) 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(4) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(5) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(7) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。

ホ 地内において試験研究として行う行為（法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）

ヘ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為（法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）

ト 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為を除く。）。

チ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十条第一項の規定により指定され、若しくは同法第十一条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第一百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）

又 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十  
八号）第九条の二第一項の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

ル 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

ヲ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為

ワ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

カ 工作物の修繕のための行為

十一 法第三十七条第四項第六号に掲げる行為であつて同条第九項第三号の規定により環境大臣が指定する方法及び限度内においてするものに付帯する行為又は前各号に掲げる行為に付帯する行為又は前各号に掲げる行為を提出して行うものとする。

一 行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為地及びその付近の状況

六 行為の施行方法

七 行為の完了の日又は予定期

2 前項の届出書には、行為地の位置を明瞭にした縮尺五万分の一以上の地形図を添付しなければならない。

（立入制限地区内への立入りの制限の対象となるない行為）

第二十七条 法第三十八条第四項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとす  
る。

一 第一条の五第四号ヲ、第二十五条第一号ニ、ヘ若しくはノ又は同条第十号ルからカま  
でに掲げる行為

二 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行ふこと又はそのための標識を設置すること。

三 地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

四 測量法第三条の規定による測量又は水路業務法第二条第一項の規定による水路測量を行うこと。

五 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。

六 電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物、ガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設の保安のための行為

七 文化財保護法第一百九条第一項の規定により指定され、又は同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）

八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除のうち、緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合における、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

九 前各号に掲げる行為に付帯する行為  
（立入制限地区内への立入りの許可の申請）

第二十八条 法第三十八条第五項において準用する法第三十七条第五項の規定による許可の申請書とは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 立入りの目的となる行為

三 立入制限地区の位置及び名称

四 立ちに入る者の数及び立入りの方法

五 立入りの開始の予定日及び立入りの予定期間

六 前項の申請書には、位置図及び立ち入る巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添付しなければならない。

## (監視地区内における行為の届出)

**第二十九条** 法第三十九条第一項の環境省令で定める事項は、第二十三条第一項各号に掲げるものとする。

2 法第三十九条第一項の規定による届出は、前項の事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、第二十三条第二項各号に掲げる図面を添付しなければならない。

(監視地区内における届出を要しない行為)

**第三十条** 法第三十九条第六項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
- イ 第二十五条第一号イからエまで（ト、ヤ及びマを除く。）に掲げる行為
- ロ 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築があつては、改築後又は増築後ににおいて（1）から（3）までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）
- ハ 床面積の合計二百平方メートル以下の建築物又は水平投影面積二百平方メートル以下の建築物又は水平投影面積一百平方メートル（海域にあっては百平方メートル）以下である高さ三十メートル以下のもの
- (2) 鉄塔、煙突その他これらに類するもの
- (3) 高さ二十メートル以下のダム

- ハ 渔港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）生息地等保護区が指定された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて法第三十九条第一項の規定による届出をして設置されたもの（法第五十四条第三項の規定による通知に係るもの）を改築し、又は増築すること。
- 二 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を設置すること。
- ホ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を埋設すること。

へ 帆員が四メートル以下の河川その他の公

共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後ににおいて帆員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

ト 日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局）

法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七

条第一項に規定する委託業務を行つ施設を含む。）又は民間事業者による信書の送達に關する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事

業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築す

ること。

リ 法第三十九条第一項の規定による届出

チ 工業用水道事業法第二条第六項に規定す

る工業用水道施設を改築し、又は増築する

こと。

ロ 水又は温泉を湧出させるために土石を探取すること。

ハ 教育、試験研究又は学術研究のために、鉱物を探掘し、又は土石を探取すること。

二 工作物を設置するための地質の調査のために、鉱物を探掘し、又は土石を探取すること。

ホ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートル（海底にあっては百平方メートル）を超えて、かつ、高さが二メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの。

二 方メートル（海底にあっては百平方メートル）を超えて、かつ、高さが二メートルを超える法を生ずるためのダムを含む。

三 超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの。

四 水面を埋め立て、又は干拓することであつて面積が二百平方メートル（海面にあっては百平方メートル）を超えないもの。

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの。

イ 田畠内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼせること。

ロ 生息地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区の区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼせること。

シ 前号に掲げるもののほか、次に掲げる

六 行為

イ 第一条の五第四号ウ又は第二十五条第十号ルからカまでに掲げる行為

ロ 測量法第四条に規定する基本測量又は同法第五条に規定する公共測量を行うこと。

ハ 法第三十七条第四項第一号から第三号までに掲げる行為であつて森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林の区域等において行うこと。

ホ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

二 土地を造成し、土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として經營することを目的として行うものを除く。）。

二 地の形質を変更すること。

ハ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。

二 養浜のために土地の形質を変更すること。

二 第一号ロに掲げる行為を行つたために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

ホ 面積が二百平方メートルを超えて、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。

二 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

二 住宅又は高さが十メートルを超えて、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。

二 鉛物を探掘し、又は土石を探取することであつて次に掲げるもの。

二 第二十五条第三号ロからホまでに掲げる

二 用排水施設（幅員四メートル以下の水路を除く。）又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築を含む）。

二 後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。

二 地内において試験研究として行う行為

二 ヘ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は改良のための工事（地内に介在する池沼等を埋め立てるなどを除く。）。

二 （農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行つたために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に係る工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為

二 ヘ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は改良のための工事（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

二 テ 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二 チ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

二 ハ 鉄道施設、軌道に付帯する行為（地内に介在する池沼等を埋め立てる行為を除く。）。

二 ニ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

&lt;p



五 廃止したときに現に当該認定希少種保全動植物園等において取り扱う希少野生動植物種の種名及び当該種ごとの個体数並びにその処置の方法	第四十五条 法第四十八条の六第二項において準用する法第四十八条の四第二項から第四項までの規定により、法第四十八条の六第一項の認定の更新を受けようとする場合は、第三十六条から第三十九条までの規定を準用する。 (記録及び報告)
---	--

口 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合	ハ 種の保存に支障を及ぼすおそれのある伝染性疾病の蔓延を防止するため、当該伝染性疾病にかかることがあることが確認された個体の捕獲等をする場合(あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る)。
二 傷病により緊急に保護を要するため捕獲をした個体(動物に限る)であつて、傷病その他の理由によりその生息地に適切に放つことができず、かつ、法第十一条第一項の目的で飼養をすることができないと認められるものをやむを得ず殺傷する場合(あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る)。	
三 次に掲げる行為に伴つて捕獲等をする場合	
(1) 第五条第一項第六号イからチまでに掲げる行為(子に掲げる行為にあっては、あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る)。	
(2) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務(交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させるること)。	
四 次に掲げる行為に伴つて捕獲等をする場合	
(1) 漁港漁場整備法第五条の規定により指定された漁港の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合	
(2) 漁業取締りのために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合	
(3) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用する場合	
五 次に掲げる行為に伴つて捕獲等をする場合	
(1) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務(交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることが、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合(あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る))。	
(2) 試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合(あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る)。	
六 次に掲げる行為に伴つて捕獲等をする場合	
(1) 警察法第二条第一項に規定する警察の任務として行う行為	
(2) 第五条第一項第七号イからホまでに掲げる行為	

一 下水道を改築し、又は増築する場合	口 水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合
二 ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合	口 場合(法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く)。
三 都市公園等を設置し、又は管理する場合並びに都市計画法第十八条第三項に通じたものに限る)。	口 場合(法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く)。
四 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を探掘し、又は土石を採取する場合(あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る)。	口 場合(法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く)。
五 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であつて次に掲げるものに限る。	口 場合(法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く)。

一 下水道を改築し、又は増築する場合	口 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる場合
二 ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合(法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く)。	口 場合(法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く)。
三 都市公園等を設置し、又は管理する場合並びに都市計画法第十八条第三項に通じたものに限る)。	口 場合(法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く)。
四 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を探掘し、又は土石を採取する場合(あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る)。	口 場合(法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く)。
五 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であつて次に掲げるものに限る。	口 場合(法第三十七条第四項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く)。







様式第1（第3条関係）（ア）被許可人・登記権利者・本件権利の状況

（表）

国内少額会員種別被許可登録等の可否 （契約区分）	
開 業 年 月 日	有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
保 険 大 臣 印	
社 名 （本店及び代表事務所の名称）	
地 域 （都道府県、その他の 及び地名）	
資 本 金	
目 的	
区 域	
力 法	
事 業	

（表）

被 許 可 登 録 事 項		
1. 被許可登録は、被許可の範囲に必ず実施しなければならない。 2. 被許可登録は、その能力を失った日から6ヶ月以内に、これを被許可人に送達しなければならない。		
被 許 可 登 録 事 項	被許可登録の数量	本 業 の 概 要

備考：許可登録の算出の大きさは、日本標準規格A6とします。

様式第2（第3条関係）（ア）被許可人・登記権利者・本件権利の状況

（表）

国内少額会員種別被許可登録等の可否 （契約区分）	
開 業 年 月 日	有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
保 険 大 臣 印	
社 名 （本店及び代表事務所の名称）	
地 域 （都道府県、その他の 及び地名）	
資 本 金	
目 的	
区 域	
力 法	
事 業	

（表）

目 的	
区 域	
力 法	
事 業	

注意1：契約区分は、被許可の範囲に必ず実施しなければならない。  
2. 契約区分は、その能力を失った日から6ヶ月以内に、これを被許可人に送達しなければならない。

備考：計算基準の算出の大きさは、日本標準規格A6とします。

被写体 No. 3 (被写体名又は、その他の記入欄)	
第 三 号	
被写体のおおむねある部位動植物の種別等に関する法律別添表	
第 3 項の規定による区分登録書	
(表)	
官署及び氏名	
生年月日	
写 真	年 月 日 発行
照 像 大 田 市	

終業のまじめの野球部の活動の前に必ずする伝統祭

前回、本校の卒業式は大晦日、この二回連続で、必ず実行されているので、必ず最後に実行される。しかし、必ず最後に実行されるので、必ず最後に実行される。

生徒会長が、必ず最後に実行されるので、必ず最後に実行される。

① 旗手大将、第1回目は必ず最後に実行されるので、必ず最後に実行される。

② 総務会長が必ず最後に実行されるので、必ず最後に実行される。

③ 生徒会長が必ず最後に実行されるので、必ず最後に実行される。

④ 旗手大将が必ず最後に実行されるので、必ず最後に実行される。

⑤ 総務会長が必ず最後に実行されるので、必ず最後に実行される。

⑥ 旗手大将が必ず最後に実行されるので、必ず最後に実行される。

⑦ 第1回目は必ず最後に実行されるので、必ず最後に実行される。

⑧ 第2回目は必ず最後に実行されるので、必ず最後に実行される。

⑨ 第3回目は必ず最後に実行されるので、必ず最後に実行される。

⑩ 第4回目は必ず最後に実行されるので、必ず最後に実行される。

⑪ 第5回目は必ず最後に実行されるので、必ず最後に実行される。

⑫ 第6回目は必ず最後に実行されるので、必ず最後に実行される。

図2 この部分説明書の用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

10. 鹿島原の「草体字」は日々定期的なものから少しずつして、量産化を環境に大いに貢献しての更新過程を経た結果、その結果も順序によって、その効力を失う。なぜ、鹿島原の草体字は、自詮量産の日々定期的に鹿島原6月の手書きとなることである。

傍注 1 例題、鹿島原の工芸品、個体の書体及び個体の複数の加工品の例は該当する文章を記す。

2 既存された文化財について、後世の権利そのものを記述す。

3 時代的、歴史的及社会性の生じている個体及び個体の加工品及びに全ての個体の複数及び複数の複数の加工品には等字を書く。

4 量産原の原寸の大きさは、般紙セミセンチメートル、高紙セミセンチメートルとする。

様式第5（第18条関係）

官職及び次名		
生年月日		
写 真		年 月 日 行
圖 版 号		

被写体名(被写体番号) (例)「吉田一郎」-「吉田一郎」-「吉田一郎」-「吉田一郎」-「吉田一郎」 年月日(例)「1960年1月1日」-「1960年1月1日」-「1960年1月1日」-「1960年1月1日」-「1960年1月1日」	
(例)	
第 十 号	
被写体の性別その他の性質を記入する欄	
被写体の性別による区分を記入	
官職及び氏名	
生年月日	
年月日登記	
東京大同四	
写 真	

用う。この努力結果得たる前回の入込とは、日本画美術研究会による。

様式第7（第31条関係）

Digitized by srujanika@gmail.com

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第8（第35条関係）

署式第5 (株式会社名) (印)(略称・商号・公司等の略称等) (別紙)
(略)
期　　号
株式の交付される年月日を記入する欄と、株式の券面に記入する欄とを併設した複数の欄。
(2) 股東登録の記入による各自登録欄
官報及び登記 年 月 日
字　　画
年 月 日 送行 箇　　大　　四　　司

絶滅の危機にある日本の野鳥動物の保存に関する法律

第1回は、この法律の大要と、実務家が実感する法律の運用実態を理解するための基礎知識について解説していく。特に、個人の人生で最も近い、立候補登録制度や、交付手数料（本部を除く）、以下の項目について解説していく。

2 種類の登録、その登録料の支拂いと申請料を支拂うときの、あらかじめ、主な登録事項を記入した書類を提出する者が登録申請書類と定められ、その登録申請書類に登録料を支拂うときに提出しなければならない。

3 土地の所有者又は占有者、正当事由がない限り、第1回の規定による交付手数料を支拂うことはできない。

4 税金

（1）登録料の支拂いは、税法上の課税の対象にはならない。

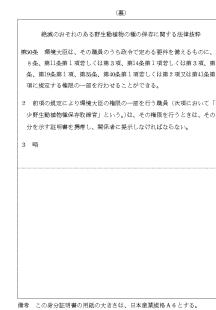
（2）登録料の支拂いは、税法上の課税の対象ではなくて、確定申告（確定申告書第1種）の課税の対象となる。

（3）登録料の支拂いは、税法上の課税の対象となる。

参考 この身分証明書の用紙の大書きは、日本語漢字であるとす。

様式第9（第47条関係）

様式第10（第48条関係）



備考 この表は図書の用紙の大きさを、日本標準規格とします。